

2級FP技能士／AFP試験対策

全科目 復習専用のテキスト



1級ファイナンシャルプランニング技能士
CFP認定者 星野直輝

「超抜粋」

～ 全科目 総復習編 ～

☆ 「超抜粋」 ご利用上の注意点 必ずお読みください。

本テキストは、2級FP技能士／AFP試験に合格することだけを目的に重要ポイントのみを抜粋したFP試験対策専用テキストです。本テキストでは、重要ポイントが、よりわかりやすくなるよう、出来る限り文章量を減らして記述してあります。このため、法令上の表現の正確性にかける場合もございます。また、FP試験の範囲のすべてを網羅するものではありません。この旨、十分ご理解のうえ、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士
CFP®認定者

星野直輝

※ 著者の許可なく無断転載・第三者への再利用等を行うことを固く禁じます。

「超抜粋」 目次

I. 金融の章

① 預金保険制度の最重要ポイント	1
② 金融商品取引法の最重要ポイント	2
③ 金融商品 ～国債・個人向国債～の最重要ポイント	3
④ 利付き債の利回り計算の最重要ポイント	4
⑤ 債券投資のリスクの最重要ポイント	5
⑥ 外貨預金・外貨MMFの最重要ポイント	6
⑦ 株式の最重要ポイント	7
⑧ 投資信託の最重要ポイント	8
⑨ ポートフォリオ理論の最重要ポイント	10

II. 不動産の章

① 不動産登記の基礎知識の最重要ポイント	11
② 宅地建物取引業法の最重要ポイント	12
③ 借地借家法の最重要ポイント	14
④ 建築基準法の最重要ポイント	17
⑤ 分離課税の譲渡所得の最重要ポイント	21
⑥ 居住用財産についての課税の特例措置の最重要ポイント	22

III. リスク管理の章

① 保険契約者の保護の最重要ポイント	26
② 生命保険商品の基礎知識の最重要ポイント	27
③ 個人年金保険の最重要ポイント	29
④ 第3分野の保険の最重要ポイント	31

⑤	かんぽ生命保険（簡易保険）の最重要ポイント	31
⑥	法人契約の経理処理の最重要ポイント	32
⑦	保険と税金の最重要ポイント	35
⑧	火災保険・地震保険の最重要ポイント	38
⑨	自動車保険の最重要ポイント	39
⑩	傷害保険の最重要ポイント	41
⑪	その他の損害保険商品の最重要ポイント	42

IV. タックスプランニングの章

①	不動産所得の最重要ポイント	43
②	給与所得の最重要ポイント	43
③	譲渡所得の最重要ポイント	44
④	一時所得の最重要ポイント	45
⑤	退職所得の最重要ポイント	46
⑥	配偶者控除と配偶者特別控除の最重要ポイント	46
⑦	平成23年分 扶養控除の重要ポイント	47
⑧	社会保険料控除の最重要ポイント	48
⑨	医療費控除の最重要ポイント	48
⑩	住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の最重要ポイント	49
⑪	確定申告の最重要ポイント	51
⑫	青色申告の最重要ポイント	52
⑬	個人住民税の最重要ポイント	53
⑭	法人税の最重要ポイント	54
⑮	消費税の最重要ポイント	56

V. 相続・事業承継の章

①	相続の承認と放棄の最重要ポイント	57
---	------------------	----

② 相続開始後のスケジュールの最重要ポイント	58
③ 民法と相続税法の違いの最重要ポイント	58
④ 遺言の最重要ポイント	59
⑤ 相続税の仕組みと計算	61
⑥ 相続税の税額控除の最重要ポイント	65
⑦ 延納と物納の最重要ポイント	66
⑧ 相続財産の評価の最重要ポイント	68
⑨ 贈与税の最重要ポイント	72
⑩ 相続時精算課税制度の最重要ポイント	75
⑪ 事業承継の最重要ポイント	77

VI. パーソナルプランニングの章

① ライフプランニングの考え方の最重要ポイント	83
② 係数表の使い方の最重要ポイント	85
③ 住宅取得資金の考え方の最重要ポイント	86
④ 老齢年金の基本モデル（平成23年に60歳になる男性）	90
⑤ 老齢基礎年金の最重要ポイント	91
⑥ 学生納付特例と若年者（30歳未満）納付猶予制度の最重要ポイント	93
⑦ 繰上げ・繰下げ支給の最重要ポイント	94
⑧ 老齢厚生年金の最重要ポイント	95
⑨ 加給年金と振替加算の最重要ポイント	98
⑩ 在職老齢年金の最重要ポイント	99
⑪ 遺族年金と障害年金の最重要ポイント	100
⑫ 供給調整の最重要ポイント	103
⑬ その他の社会保険の最重要ポイント	104

遺族**基礎**年金の支給対象者



死亡した者と生計維持関係にあった子または子のある妻！！

子とは？



生計維持関係にある18歳到達年度末までの未婚の子または、障害1.2級に該当する20歳未満の未婚の子。

遺族**基礎**年金の基本給付額（平成25年度価額（10月以降））



778500円！！

遺族が子のある妻である場合、子供2人までは224000円、3人目からは74600円が加算されます。

遺族**基礎**年金の保険料納付要件（障害**基礎**年金も同様）

・死亡日の属する月の**前々月**までに国民年金の全被保険者期間のうち、保険料納付期間+保険料免除期間の合計期間が2/3以上であること。または、死亡日の属する月の**前々月**までの**直近1年間**のうちに保険料滞納期間がないこと。

遺族**厚生**年金の支給対象者



生計維持関係にあった**妻、夫、子、父母、孫、祖父母**。

遺族**厚生**年金の基本給付額



老齢**厚生**年金の報酬比例部分×3/4

中高**齢**寡婦加算の支給対象者



夫死亡時の妻の年齢が40歳以上65歳未満で**子供がいない妻**、または、夫死亡時には子がいたが、子が成長し18歳到達年度末を過ぎたとき（遺族**基礎**年金の打ち切り時）に年齢が40歳以上である妻